

## 令和6年 第11回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和6年11月25日(月) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	宮代町農業委員会農家資格認定について
	報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当専門員	成田 雅彦
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

皆様、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第11回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「12番 中野松夫委員」と「1番 大島悟委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは1件目の案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は■■■地内の畑1筆で、面積は749㎡でございます。譲受人はさいたま市にお住まいの方で、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。申請人は現在、親族が所有する農地等を利用して、春日部市や杉戸町で小規模に農業を営んでいるとのことですが、この度経営規模の拡大を検討しているため、今回の申請に至ったとのことです。農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の規定に基づく許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、位置図・案内図を御覧ください。■■■■■■■■■■の北西側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、夏季は「とうもろこし」、冬季は「小松菜」、「大根」を作付けする計画となっております。申請地の現況につきましては、以上です。

なお、今回の申請者は利用権などを結んだ経営農地を有しておりませんが、事前に営農計画書を提出していただき、営農計画書については9月総会で皆様に御審議いただいております。

最後に、農地法第3条第2項に基づく「判断基準4点」と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「耕耘機」、「噴霧器」、「草刈り機」を各1台所有しており、本人および世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合、申請書には本人と世帯員が年間240日従事と記載されておりました。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、■■■会長、■■■委員と事務局と現地を見て参りました。現地を確認したところ適切に管理されていますので、特に問題ないと思います。御審議よろしくをお願いいたします。

(会長)

他に御意見ありませんでしょうか。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今回は1件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。申請地は、■■■■■■■■■■の畑3筆で、面積は合計252.76㎡でございます。申請者は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は「住宅の敷地拡張」です。農地法第4条の許可申請は自己転用ですので、権利の移転等は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。現在申請者が居住している■■■■■■■■■■番については、建築基準法に基づく道路に接しておらず、現状農地を通らなければ公道まで出られない状態になっています。そのため接道を確保する目的で、今回申請に至ったとのことでした。

申請地の位置については、位置図・案内図を御覧ください。■■■■■■の南西側、■■■■■■■■■■の北西に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。今回の申請地は赤枠部分であり、青枠部分の宅地と今後一体的に利用する予定となっております。申請者の所有農地以外で隣接する農地が2筆ございますが、所有者からの同意を得ているため、問題はございません。また、今回の申請地の間の緑枠の土地につきましては町所有地ですが、現在払い下げの手続きを行っているとのことでした。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。今回の申請地は赤枠で示している場所でございます。なお、公図と同じく青枠は敷地の拡張元、緑枠は払い下げ予定の町有地を示しています。他の農地と隣接する部分については、被害防除策としてコンクリートブロックを設置する予定です。

現況については、こちらの写真を御覧ください。なお、今回は第4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。

#### <所在地の確認>

資料（スライド）の写真の中に、木の板が敷かれている場所がありますが、こちらについては現在生活する上で必要不可欠な通路であり、やむを得ないと春日部農林振興センターから回答を受けているため、違反ではございません。

その他の場所につきましても、違反等の農地はございません。以上で説明を

終了させていただきます。御審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、■■■会長、■■■委員、事務局の方と現地を確認して参りました。ここは私の地元近くなのですが、道路から住宅に入る道について、昔から一部分他の土地を使っているそうです。そのため、今回申請して新しく道を作ることになったと聞いています。特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しましては、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第30号「宮代町農業委員会農家資格認定について」を上程いたします。御審議をいただく前に、今回の推薦者である■■■■委員から一言お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

お世話になっております。今回推薦者として名前を連ねさせていただきました。

日頃、本人の農作業に対する思いや態度を踏まえて判断いたしまして、長い目で暖かく見守っていきたいと思っておりますので、皆様よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

まず、お手元の「参考資料」を御覧ください。

本案件につきましては、農家の世帯員及び親族以外の個人の“いわゆる農家生まれではない”新規参入によって新規就農を志す者に対する「農家資格認定」に関しまして、宮代町農業委員会の独自の仕組みとして、昨年度に農業委員の皆様や農地利用最適化推進委員の皆様にご説明し、承諾をいただきまして、本年3月25日付けの決裁を経て制定いたしました「宮代町農業委員会における新規就農者に対する農家資格認定に関する要綱」に基づきまして、申請がありましたので上程をさせていただくものでございます。

続きまして、お手元の「議案資料」を御覧ください。申請者本人から提出された「宮代町農業委員会農家資格認定申請書」等の写しでございます。

申請者は、宮代町■■■■■地内にお住いの■■■■■さんで、年齢は33歳です。「申請書」の内容を読み上げさせていただきます。

#### <申請書の読み上げ>

続きまして、「新規就農推薦書」を御覧ください。こちらは、要綱第3条第2号イの規定に基づきます、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員による推薦書となります。農業委員の■■■■■様と農地利用最適化推進委員の■■■■■様より署名をいただいております。

また、農家資格の認定申請にあたっての遵守事項に関する「念書」についても申請者から提出されております。地域の共同活動への参加や耕作地及び受入地域の取決め等を遵守し、周辺水路・農道・畦畔等の維持管理に努める旨のものでございます。

申請者本人から提出された申請書等の説明については、以上となります。

ここで、審議に際しまして、事務局から見解を述べさせていただきます。

農業従事者の高齢化や後継者不足等により農業の担い手が減少しており、宮代町内で新たに農業経営を志す新規就農者の確保と育成は、喫緊の課題となっております。そのような中、農業の新しい担い手の育成と確保を図って農地の保全と農地の有効活用を促進することを目的として、宮代町農業委員会では新規参入によって就農を志す意欲がある方に対する農家資格認定制度を構築した

ところでございます。

本申請に関しましては、要綱第 3 条に規定されております、「(1)宮代町内に在住していること」や「(2)宮代町内において稲作に関わる基幹作業の農作業オペレーター等により 2 年以上農作業に従事している実績があり、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦を受けていること」、「(3)農業経営に必要な農業機械及び農業用施設等を所有していること又は貸借等により確保することが可能と認められること」の「認定基準」に適合している者として「妥当である」と考えております。

さらには、要綱第 6 条に規定されております、「**営農計画書等の判断基準**」に関しましても、この度、**■■委員**や**■■委員**から御推薦をいただいていることから、積極的に地域の農業者との関わりやコミュニケーションを図っている姿勢が伺えるのではないかと考えております。

事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いいたします。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しましては、「認定する」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この案件については「認定する」とこといたします。

では、この度新規就農者に認定された**■■さん**より御挨拶をお願いしたいと思います。それでは**■■さん**お願いいたします。

<■■さん入室・挨拶>

(会長)

**■■さん**、ありがとうございました。

<■■さん退室>

(会長)

続きまして、日程第5「報告事項」について、事務局報告をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が11月11日となっております。11日までに4条届出が1件、5条届出が3件ございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項でございます。このことから質疑等については割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、以上をもちまして、令和6年第11回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。



令和6年12月25日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_